松阪市保育士修学資金貸付事業の概要

この松阪市保育士修学資金（以下「修学資金」という。）は、指定保育士養成施設（以下「養成施設」という。）に在学し、保育士の資格の取得を目指す学生に対し修学に必要な資金を貸し付けて修学を容易にすることにより、質の高い保育士の養成確保に資することを目的としています。

（1）貸付概要

①貸付対象者（次のいずれにも該当する方）

・養成施設に在学する方
・養成施設卒業後、松阪市内の保育園等で保育業務に従事する意欲のある方
・他の地方公共団体等から同種の修学資金を借り受けていない方
※経済的な理由により修学が困難な方を優先します。
※日本学生支援機構の奨学金や、生活福祉資金等との併用は可能です。
併用する場合、併用先の条件(当資金との併用の可否)等の確認はご自身でお願いします。

②募集人数　10 名

③貸付期間及び貸付額　月額 5 万円以内　×　養成施設に在籍している期間
（最長 2 年間・最大 120 万円）

④貸付方法　貸付決定後、年 2 回に分けて本人指定の口座へ振り込みます。

⑤貸付金の返還免除

・養成施設を卒業後、1 年以内に保育士登録を行い、松阪市内の保育園等で 3 年間引き続き保育業務に従事したとき。
・指定業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡した場合等。

⑥貸付金の返還猶予

・貸付契約を解除された後も、養成施設に在学している場合。
・松阪市内の保育園等で保育業務に従事しているとき。
・災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

⑦貸付金の返還

・養成施設を卒業後、1 年以内に保育士として登録せず、又は松阪市内の保育園等に勤務しない場合等。

・松阪市内の保育園等で 3 年間引き続き保育業務に従事しなかった場合等。

⑧貸付利子

・利子は、無利子です。

・定められた期日までに返還されない場合は、年 3 パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収します。

⑨連帯保証人

・貸付けの申請には、連帯保証人が必要になります。

（2）貸付申請

①申請方法

・修学資金の貸付けを受けようとする方（以下「借入申込者」という。）は、修学資金貸付申請書に必要書類を添えて松阪市社会福祉協議会へ提出していただきます。

②借入申込者（次のいずれにも該当する方）

・松阪市内に住所を有し、高等学校に在学している方

・令和 9 年度に養成施設へ入学を希望する方

③申請受付期間　令和 8 年 9 月 1 日（火）～令和 9 年 2 月 5 日（金）

④提出先

社会福祉法人 松阪市社会福祉協議会　　地域生活支援課

〒515－0073　松阪市殿町 1563

TEL 0598－30－5690　／　FAX 0598－23－3359